

市第 88 号議案 平成 26 年度横浜市一般会計補正予算(第 2 号)(関係部分)

平成 26 年度 9 月補正予算案について

9 月補正では、国の法令改正等に伴う、障害者施設へのスプリンクラーの設置や消防団員の装備の充実、父子家庭への修学資金等の貸付けを開始するとともに、東京藝術大学大学院映像研究科新港校舎の移転に着手するほか、国の当初認証への対応など、必要な歳入歳出予算等を補正します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	5 事業	999 百万円
特別会計	3 事業	604 百万円
全会計総計		1,603 百万円

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加	1 件 (一般会計)
------------	------------

※網掛け部分が当局所管

1. 一般会計の歳入補正

ア 国庫支出金 321 百万円
 (都市整備費国庫補助金を収入見込額にあわせ補正)

イ 県支出金 117 百万円
 (健康福祉費県補助金を収入見込額にあわせ補正)

ウ 繰越金 298 百万円【当局所管】
 (平成 25 年度決算剰余金<7,488 百万円>の 2 分の 1 にあたる前年度繰越金<3,744 百万円>の一部を財源として充当)

予算議案 30 ページ 予算説明書 43 ページ

エ 市債 263 百万円
 (都市計画道路柏尾戸塚線新設工事の推進に伴う市街地開発事業費会計繰出金の増額に対応するため市債を増額補正)

2. 一般会計の歳出補正

(1) 障害者施設スプリンクラー設置費補助事業

176 百万円〔県費 117 一般財源 59〕

27 年 4 月に改正消防法施行令が施行され、火災発生時に自力で避難することが困難な方が入所する社会福祉施設等については、面積にかかわらず、全ての施設についてスプリンクラー設備の設置が義務付けされることとなりました。これに伴い、対応が必要な市内の障害者施設について、県基金（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金）を活用して、スプリンクラーの設置を行う事業者に対し、設置にかかる費用を補助します。

◆改正消防法施行令の概要

〔対象施設〕火災発生時に自力で避難することが困難な方が入所している延べ面積 275 ㎡未満の社会福祉施設等

〔面積基準〕改正前：275 ㎡以上 ⇒ 改正後：すべての施設

〔既存施設への設置期限〕30 年 3 月まで

◆今回の補正内容

〔事業量〕B 型グループホーム 41 か所、障害者短期入所施設 7 か所

〔補助基準〕1 ㎡あたり 18 千円、ポンプユニット加算 3,000 千円

〔補助率〕県 1/2、市 1/4、事業者 1/4

(2) 消防団費（安全確保対策装備費）

211 百万円〔一般財源〕

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日法律第 110 号）」に基づき、「消防団の装備の基準」が改正（平成 26 年 2 月 7 日消防庁告示第 2 号）されたことに伴い、消防団員の安全確保のための装備を充実強化します。

◆今回の補正内容

- ・防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋、救命胴衣：全消防団員数 7,300 人分購入
- ・防火手袋：ポンプを操作する消防団員など 2,580 人分購入

(3) 母子寡婦福祉資金会計繰出金

12 百万円〔一般財源〕

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）」が公布され、26 年 10 月 1 日より「母子及び寡婦福祉法」の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されるとともに、父子家庭に福祉資金を貸し付ける制度が創設されます。これに伴い、必要なシステム改修を行うため、一般会計からの繰り出しを行います。

⇒「3. 特別会計歳入歳出予算補正」（1）アを参照

(4) 映像文化施設移転事業

16 百万円〔一般財源〕

東京藝術大学大学院映像研究科新港校舎が、新港ふ頭の岸壁改修のために 28 年 3 月までの移転が必要なことに伴い、移転先となる中区健診・予防接種センターの改修工事に向け、基本設計及び実施設計を行います。

◆東京藝術大学大学院映像研究科の状況

名称	所在地	開設	備考
馬車道校舎	旧富士銀行（中区本町）	17 年度	主に、映画専攻で使用
新港校舎	新港客船ターミナル	18 年度	主に、メディア映像専攻で使用
万国橋校舎	万国橋会議センター	20 年度	主に、アニメーション専攻で使用

◆移転先「中区健診・予防接種センター」の概要

- ・所在地：中区山下町 116 番
- ・敷地面積/建築面積：1,101.87 m²/700 m²
- ・延べ床面積：増築前) 2,037.1 m² ⇒ 増築後) 2,164.1 m²
- ・28 年 4 月より、現新港校舎の移転先として利用予定

(5) 市街地開発事業費会計繰出金

584 百万円〔国費 321 市債 263〕

国庫補助事業の認証が、当初予算に比べ増額となったことに伴い、都市計画道路柏尾戸塚線新設工事を推進するために、一般会計からの繰り出しを増額します。

⇒「3. 特別会計歳入歳出予算補正」(2) アを参照

3. 特別会計歳入歳出予算補正

(1) 母子寡婦福祉資金会計

ア 父子家庭への貸付開始に伴う補正

20 百万円〔繰越金 8 一般会計繰入金 12〕

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）」が公布され、26 年 10 月 1 日より「母子及び寡婦福祉法」の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されるとともに、父子家庭に福祉資金を貸し付ける制度が創設されたことに伴い、必要な歳入歳出予算を補正します。

※なお、会計名称を「母子寡婦福祉資金会計」から「母子父子寡婦福祉資金会計」へ変更するため、「横浜市特別会計設置条例」の一部を改正する議案を、本補正予算議案とは別に、今定例会に上程

◆新たに創設された制度（父子家庭への支援拡大）

- 〔貸付対象者〕 配偶者のない男子で児童（20 歳未満）を扶養している者
配偶者のない男子に扶養されている児童（修学資金など一部資金に限る）
- 〔資金の種類〕 修学資金、就学支度資金など 12 資金（母子福祉資金と同じ）

◆今回の補正内容

ア 父子家庭への貸付資金【新設】 8 百万円

26 年 10 月 1 日より、父子家庭への福祉資金（修学資金等）の貸し付けを開始

イ システム改修費 12 百万円

父子家庭への貸し付けを開始するにあたり、現在の福祉保健システムの改修を実施

(2) 市街地開発事業費会計

ア 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業

584 百万円〔一般会計繰入金〕

国庫補助事業の認証が、当初予算に比べ増額となったことに伴い、都市計画道路柏尾戸塚線新設工事を推進するために、国庫補助事業費を追加します。

※都市計画道路柏尾戸塚線（アンダーパス）は 26 年度末に完成予定

4. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加）

(1) 一般会計：1 件

事 項	期 間	限度額
東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事施行協定の締結に係る予算外義務負担	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	1,100,000 千円

〔設定理由〕

東日本旅客鉄道株式会社との間で締結した、二級河川今井川の河川改修事業に伴う「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事に関する協定書」を変更することに伴い、予算外義務負担を設定します。

◆添付資料

参考 26 年度 9 月補正について《総括表》

26年度9月補正について 《総括表》

1 歳入歳出予算補正総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
文化	映像文化施設移転事業	16	0	0	0	0	16
健福	障害者施設スプリンクラー設置費補助事業	176	0	117	0	0	59
消防	消防団費（安全確保対策装備費）	211	0	0	0	0	211
こども	母子寡婦福祉資金会計繰出金	12	0	0	0	0	12
都整	市街地開発事業費会計繰出金 （戸塚駅前地区中央土地区画整理事業）	584	321	0	0	263	0
一般会計 合計		999	321	117	0	263	297

特別会計

(単位：百万円)

局名	事業名 【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計 繰入金
こども	父子福祉資金貸付金 【母子寡婦福祉資金会計】	8	0	0	8	0	0
こども	父子福祉資金事務費 【母子寡婦福祉資金会計】	12	0	0	0	0	12
都整	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業 【市街地開発事業費会計】	584	0	0	0	0	584
特別会計 合計		604	0	0	8	0	596

2 債務負担行為設定総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間	限度額	国	県	その他	市債	一般財源
道路	東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事施行協定の締結に係る予算外義務負担 (平成27年度～29年度)	1,100	343	343	0	341	73

※ 各項目で四捨五入しているため合計は一致しない